

業務委託契約書（案）

頭書

1	業務の名称	令和7年度（債務）大原浄水場再構築基本構想業務
2	業務の場所	浜松市中央区大原町50番地（大原浄水場）
3	業務委託料	金〇〇〇〇〇〇〇円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇円）
4	履 行 期 間	令和7年〇月〇日から令和9年3月10日まで
5	契約保証金	浜松市上下水道部契約規程が準用する浜松市契約規則第27条第1項第3号により免除
6	支払期限等	第13条のとおり（請求の日から起算して30日以内）
7	前 金 払	不可
8	仕 様 書 等	仕様書

委託者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、上記の頭書及び裏面の条項により業務委託契約を締結する。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

委託者 所在地 浜松市中央区住吉五丁目 1 3 番 1 号

名 称 浜松市

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

奥家 章夫 (印)

受託者 住所又は所在地
氏名又は名称

印

条 項

（総則）

- 第1条 委託者及び受託者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、別紙の仕様書等（頭書8に記載する全ての文書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、この契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、この契約書及び仕様書等記載の業務（以下「業務」という。）を完了（この契約の目的物（以下「成果物」という。）の引渡しを含む。）させるものとし、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 受託者は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがあるとき又は委託者の指示若しくは委託者と受託者との合意があるときを除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 4 この契約書と仕様書等で記載内容に相違があるときは、仕様書等の記載内容が優先するものとする。また、仕様書等の中で記載内容に相違があるときは、頭書8の記載順が後の文書の記載内容が優先するものとする。
- 5 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、催告及び解除（以下「指示等」という。）は、書面によって行うものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、委託者及び受託者は、指示等を口頭で行うことができるものとする。
- 6 委託者及び受託者は、この契約の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。
- 7 受託者が共同企業体を構成しているときには、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなす。また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行うものとし、共同企業体の構成員は、この契約に基づき委託者に対して負うすべての債務について、連帯して責任を負うものとする。
- 8 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、受託者の負担とする。

（業務の目的及び内容）

- 第2条 この契約は、委託者が受託者に対し、頭書1に記載する業務を委託することを目的とする。
- 2 業務の内容は、仕様書等のとおりとする。

（業務の場所）

- 第3条 業務は、頭書2に記載する場所で履行するものとする。

（業務委託料）

第4条 業務委託料は、頭書3に記載する金額とする。

（履行期間）

第5条 履行期間は、頭書4に記載する期間とする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、頭書5に記載のとおりとする。

（業務予定表等の提出）

第7条 受託者は、この契約締結後、遅滞なく次の各号に掲げる文書を委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が特に認めるときは、当該文書の提出を省略することができる。

- (1) 業務予定表
- (2) 業務責任者の届出書
- (3) その他仕様書等で定める書類

2 委託者は、前項本文の規定により提出された文書を受理したときは、遅滞なくその内容を確認し、必要があると認めるときは、業務予定の変更を受託者に求めることができる。

3 第1項の規定により提出された文書について、提出後に内容の変更があった場合において、委託者が必要があると認めるときは、受託者に対して当該文書の全部又は一部の再提出を求めることができる。

（業務委託の調査等）

第8条 委託者は、必要に応じ、受託者に対し、業務の履行状況について調査し、又は報告を求めることができ、受託者は、これに速やかに応じなければならない。

2 委託者は、前項の調査又は報告の結果、業務の完了のために必要があると認めるときは、受託者に対し、業務に関する指示を行うものとし、受託者は、当該指示に従い業務を行うものとする。

（業務完了報告及び成果物の提出）

第9条 受託者は、業務が完了したときは、委託者に対し、業務完了報告書及び成果物（以下「成果物等」という。）を直ちに提出しなければならない。

（検査及び引渡し）

第10条 委託者は、成果物等を受理したときは、直ちに当該成果物等について、第2条の目的並びに仕様書等に定める内容、履行水準、種類、品質及び数量（以下「契約内容」という。）に適合しているかを検査し、検査の合否を判定するものとする。

- 2 前項の検査において、不合格と判定されたときは、受託者は、委託者が定める相当の期間内に、委託者が指示する方法で成果物等の補修又は追加を行い、改めて前項の検査を受けなければならないものとし、合格と判定されるまで、以後も同様とする。
- 3 成果物の引渡しは、第1項の検査に合格したときをもって完了するものとする。

（支払の請求）

第11条 受託者は、前条第1項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を委託者に請求することができるものとする。

（前金払の請求）

第12条 受託者は、頭書7に前金払を認める記載があるときは、前条の規定にかかわらず、業務委託料の前金払を委託者に請求することができるものとする。

（支払期限等）

第13条 委託者は、前2条の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を受託者の指定する金融機関の口座に振り込むことにより支払うものとする。なお、振込にかかる手数料は、第1条第8項の規定にかかわらず、委託者が負担するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第14条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

（一括再委託の禁止）

第15条 受託者は、業務の履行を一括して他に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受託者は、やむを得ず、業務の一部を再委託するときは、委託者と事前に協議した上で、業務委託一部再委託届を提出するものとする。

（仕様書等の変更）

第16条 委託者は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を受託者に通知して、仕様書等を変更することができる。

- 2 委託者は、前項の場合において必要があると認めるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損失（逸失利益を除く。）が生じたときは必要な負担をするものとする。

（不可抗力による業務の中止）

第17条 受託者は、天災等委託者と受託者のいずれの責めに帰すことができない事由（以下「不可抗力」という。）により業務の全部又は一部を中止する必要があると認めると

きは、委託者と協議の上、業務の全部又は一部を中止することができる。

- 2 委託者は、不可抗力により業務の全部又は一部を中止する必要があると認めるときは、受託者に通知して、業務の全部又は一部を中止させることができる。
- 3 前2項の規定により業務を中止したときは、委託者は、業務委託料から当該中止した業務の対価に相応する金額を差し引いた金額を受託者に支払うものとする。このときにおいて、委託者は、当該中止により受託者に生じた損失を負担しない。

（その他の事由による業務の中止）

第18条 委託者は、不可抗力以外の事由が生じた場合において必要があると認めるときは、受託者に通知して、業務の全部又は一部を中止させることができる。

- 2 委託者は、前項の規定により業務を中止させた場合において必要があると認めるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損失（逸失利益を除く。）が生じたときは必要な負担をするものとする。

（受託者の請求による履行期間の延長変更）

第19条 受託者は、受託者の責に帰すことができない事由によって履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示して、委託者に履行期間の延長変更を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認めるときは、履行期間を延長変更するものとする。
- 3 前項の規定による履行期間の延長変更が委託者の責めに帰すべき事由によるときは、委託者は、業務委託料について必要と認める増額変更を行い、又は受託者に損失（逸失利益を除く。）が生じたときは必要な負担をするものとする。
- 4 第2項の規定による履行期間の延長変更が委託者と受託者のいずれの責めにも帰すことができない事由によるときは、業務委託料の変更は行わないものとし、履行期間の延長変更により必要となる費用は、受託者が負担するものとする。

（履行期間の変更方法）

第20条 この契約の規定により履行期間を変更するときは、委託者と受託者が協議して変更後の履行期間を定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わないときは、委託者が定め、受託者に通知するものとする。

（業務委託料の変更方法）

第21条 この契約の規定により業務委託料を変更するときは、委託者と受託者が協議して変更後の業務委託料を定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わないときは、委託者が定め、受託者に通知するものとする。

（臨機の措置）

第22条 受託者は、業務の履行に関して、天災等による被害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、緊急やむを得ないときを除き、受託者は、あらかじめ委託者の意見を聴かななければならない。

2 受託者は、前項に規定する臨機の措置をとったときは、速やかに委託者に対して、その内容を通知しなければならない。

3 委託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

（事故等の報告と処理等）

第23条 受託者は、業務に関して事故その他業務の履行に支障を及ぼす事態（以下「事故等」という。）が発生したときは、直ちに委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、自己の責任において事故等を処理するものとする。ただし、委託者から事故等の処理について指示があったときは、その指示に従い処理するものとする。

3 受託者は、事故等が発生したことにより、業務予定表に従った業務の履行ができないことが判明したときは、速やかにその旨を委託者に報告しなければならない。

（一般的損害）

第24条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務の履行に関して生じた損害（次条及び第26条に規定する損害を除く。）は、受託者が負担する。ただし、その損害（仕様書等に定めるところにより付された保険により、てん補された部分を除く。）のうち、委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第25条 業務の履行に関して第三者に損害が生じたときは、受託者が当該第三者に対して当該損害を賠償するものとする。ただし、その損害賠償額（仕様書等に定めるところにより付された保険により、てん補された部分を除く。）のうち、委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

（不可抗力による損害）

第26条 成果物の引渡し前に、不可抗力により成果物その他業務の履行に関して生じた損害については、受託者が負担する。

（契約不適合責任）

第27条 委託者は、成果物の引渡し後に、成果物について契約内容に適合しない状態にあること（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、速やかに受託者に対しそれを通知するものとする。

2 前項の場合において次の各号のいずれかに該当するときを除き、委託者は受託者に対し、

委託者が定める相当の期間内に、委託者が指定する方法により、受託者の費用負担で、成果物の補修又は代替物若しくは不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- (1) 契約不適合が委託者の責めに帰すべき事由によるとき。
- (2) 契約不適合が数量以外の事項の場合において、委託者が契約不適合を発見した日から1年以内に契約不適合を受託者に通知しなかったとき。

3 受託者は、委託者が指定する方法と異なる方法により履行の追完をしてはならない。

4 委託者が受託者に成果物の補修を請求することができる場合において、委託者自らが成果物を補修し、又は第三者に成果物を補修させたときは、委託者は、受託者に対し、成果物の補修に要した費用を請求することができる。

(委託者の業務委託料減額請求権)

第28条 前条第2項の規定により委託者が受託者に履行の追完を請求することができる場合であっても、委託者は、同項の規定による請求をすることなく、履行の追完に代えて、業務委託料の減額を受託者に請求することができる。

2 前項の規定により業務委託料の減額を請求する場合において、その減額割合は、次の各号のいずれかの方法により定めるものとする。

- (1) 仕様書等に減額割合についての定めがあるときは、委託者がその定めに基づき決定し、受託者に通知する。
- (2) 仕様書等に減額割合についての定めがないときは、委託者と受託者が協議して決定する。

(委託者による解除権の行使及び損害賠償請求)

第29条 前2条の規定は、委託者による解除権の行使及び受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(委託者の催告による解除)

第30条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受託者が業務を履行しない場合において、委託者が相当の期間を定めてその履行の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行がないとき。
- (2) 第10条第1項の検査が不合格の場合において、委託者が相当な期間を定めて成果物等の補修又は追加を催告したにもかかわらず、その期間内に契約内容に適合する成果物等の補修又は追加がないとき。
- (3) 第27条第2項の規定に基づき受託者に履行の追完を請求することができる場合において、委託者が相当な期間を定めて履行の追完を催告したにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がこの契約に違反した場合において、委託者が相当な期間を定めて、その違反を是正するよう催告したにもかかわらず、その期間内に違

反が是正されないとき。

(委託者の催告によらない解除)

第31条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に何らの催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 業務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 受託者が業務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 業務の一部の履行が不能である場合又は受託者が業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約の目的を達することができないとき。
- (4) この契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければこの契約の目的を達することができない場合において、受託者が業務を履行しないでその時期を経過したとき。
- (5) 第1号から前号までに掲げる場合のほか、受託者が業務を履行せず、委託者が前条の催告をしてもこの契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が、この契約に関して次のいずれかに該当したとき。

ア 受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

イ 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体（以下「受託者等」という。）に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ウ 納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、か

つ、当該取引分野に該当するものであるとき。

エ この契約に関し、受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）による改正前の刑法第96条の3（情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則第8条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(7) 前号に定めるものを除くほか、受託者又はその代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(8) 受託者又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、委託者の調査又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。

(9) 第32条に規定する事由によらないで、受託者がこの契約の解除を申し出たとき。

(10) 受託者について、破産手続開始が決定されたとき。

(11) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員その他常時業務委託を締結する権限を有する者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(12) 受託者が、支払停止、支払不能状態に陥ったとき、又は受託者の手形若しくは小切手が不渡りとなったときにおいて、この契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(13) 受託者が、差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたときにおいて、この契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に何らの催告をすることなく直ちにこの契約の一部を解除することができる。

(1) 業務の一部の履行が不能であるとき。

(2) 受託者がその業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(受託者による解除)

第32条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第16条の規定により仕様書等を変更したことによって業務委託料の額が3分の2以上減少したとき。

(2) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

(違約金)

第33条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託料の100分の10に相当する額を違約金として、委託者の指定する期間内に委託者に支払わなければならない。

(1) 第30条又は第31条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 受託者が業務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって業務が履行不能となったとき。

(3) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人がこの契約を解除したとき。

(4) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人がこの契約を解除したとき。

(5) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等がこの契約を解除したとき。

(独占禁止法違反等があったときの違約金)

第34条 受託者は、第31条第1項第6号に該当したときは、委託者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、前条の違約金とは別に、業務委託料の100分の20に相当する額を違約金として、委託者の指定する期間内に委託者に支払わなければならない。

2 前項の規定は、成果物の引渡し後においても適用する。

（受託者に履行遅滞があったときの遅延損害金）

第35条 受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務が完了しないときは、委託者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、前2条の違約金とは別に、遅延損害金を委託者の指定する期間内に委託者に支払わなければならない。

2 前項に規定する遅延損害金の額は、業務委託料の額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「遅延損害金約定利率」という。）の割合で計算した額とする。

3 前項に規定する遅延日数は、履行期間経過後に成果物の引渡しがあったときは、履行期間の満了日の翌日からその引渡し日までの日数とし、履行期間経過後に成果物の引渡しを受けず委託者がこの契約を解除したときは、履行期間の満了日の翌日からその解除日までの日数とする。

（違約金等の計算基礎とする業務委託料）

第36条 前3条の違約金又は遅延損害金（以下「違約金等」という。）の計算の基礎とする業務委託料は、次表に基づき委託者が定めるものとする。

(1) 総価契約のとき	業務委託料の総額
(2) 単価契約のとき（複数単価契約のときを除く。）	単価に予定数量を乗じて得た額
(3) 複数単価契約のとき	各単価に各予定数量を乗じて得た額の合計額
(4) 長期継続契約のとき	月額業務委託料に履行期間の月数を乗じて得た額、又は年額業務委託料に履行期間の年数を乗じて得た額
(5) 業務委託料に変更があったとき	変更後の業務委託料。

（委託者の損害賠償請求権）

第37条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - (2) 契約不適合があるとき。
 - (3) 第30条又は第31条の規定により、この契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、受託者が契約内容に適合した履行をしないとき又は契約内容に適合した履行が不能であるとき。
- 2 委託者は、違約金等の支払を受けた場合であっても、当該違約金等が前項の損害の全額

を補うことができないときは、前項の損害額からその違約金等を差し引いた金額を受託者に請求することができる。

（違約金等の支払いが遅れたときの遅延損害金）

第38条 委託者は、受託者が違約金等又は前条に規定する損害賠償金を委託者が指定する期日までに支払わないときは、遅延損害金を受託者に請求することができる。

2 前項に規定する遅延損害金の額は、支払いが遅れた違約金等又は損害賠償金の額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額とする。

（委託者に履行遅滞があったときの遅延損害金）

第39条 受託者は、委託者の責めに帰すべき事由により業務委託料の支払いが遅れたときは、遅延損害金を委託者に請求することができる。

2 前項に規定する遅延損害金の額は、支払いが遅れた業務委託料の額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額とする。

（解除の効果）

第40条 この契約が解除されたときは、第1条第2項に規定する委託者及び受託者の義務は消滅する。

2 委託者は、前項の規定にかかわらず、成果物の引渡し前に、この契約の全部又は一部が解除された場合において、受託者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとする。この場合において、委託者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分業務委託料」という。）を受託者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分業務委託料は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、委託者が定め、受託者に通知する。

4 受託者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、受託者は、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 委託者は、第30条又は第31条の規定によりこの契約を解除したときは、受託者に対して何らの損害賠償の責を負わないものとする。

（秘密の保持）

第41条 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

（特許権等の使用）

第42条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下本条において「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその履行方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（著作権等の取扱い）

第43条 成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）は、第10条第1項の規定による検査に合格した時点で、委託者に移転する。ただし、成果物に第三者の著作物又はこの契約の締結以前から受託者が有していた著作物が含まれる場合におけるそれらの著作権については、この限りでない。この場合において受託者は、委託者に対し、当該著作権がある旨及びその部分を成果物の納入時に書面により示さなければならない。

- 2 受託者は、委託者及び委託者が指定する者に対し、成果物の著作者人格権を行使しないものとする。
- 3 受託者は、委託者に対し、成果物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。
- 4 成果物に関して、第三者から権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償請求等がなされた場合、受託者は、その責任と負担のもとこれに対処し、解決するものとする。
- 5 著作権移転の対価は、業務委託料に含まれるものとする。

（暴力団の排除のための協力）

第44条 受託者は、業務の履行にあたって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、委託者に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

- 2 受託者は、この契約に関する再委託契約その他の契約に際しては、当該契約の相手方に対し、当該契約に係る業務の履行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、受託者を通じて委託者に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行うよう求めなければならない。

（最低賃金法等の遵守）

第45条 受託者は、業務の履行にあたっては、最低賃金法（昭和34年法律第137号）等の労働関係諸法その他関連する法令を遵守しなければならない。

（規程の遵守）

第46条 受託者は、業務の履行に当たっては、この契約に定めるもののほか、浜松市上下

水道部契約規程（昭和41年浜松市公営企業局管理規程第17号）を遵守しなければならない。

（温室効果ガスの削減）

第47条 受託者は、業務の履行に当たっては、浜松市地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガスの排出削減に努めるものとする。

（雑則）

第48条 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

2 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

3 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

4 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

6 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、委託者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（協議）

第49条 この契約の定める事項について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

令和 7 年度（債務）
大原浄水場再構築基本構想業務

仕様書（案）

令和 7 年 月

浜松市

第 1 章 総 則

1. 適 用

この仕様書は、「令和 7 年度（債務）大原浄水場再構築基本構想業務」に適用する。

2. 履行期間

本業務の履行期間は、令和 7 年 月 日 から 令和 9 年 3 月 10 日までとする。

3. 提出書類

受託者は、業務委託の着手にあたって本業務の委託契約書に定めるものの他、下記の書類を委託者に提出しなければならない。

- (1) 作業計画書
- (2) 管理技術者及び照査技術者等通知書
- (3) 管理技術者、照査技術者の経歴書及び資格証の写し
- (4) その他浜松市上下水道部が必要とする書類

なお、契約書第 7 条 1 項に定める業務予定表及び業務責任者の届出書の提出は省略する。

4. 作業計画書の提出

受託者は業務委託の実施に先立ち、本業務に係る業務の種類、内容、問題点等の対処方法及び作業工程表等をまとめ、作業計画書として委託者に提出しなければならない。

なお、本業務に使用する参考図書、文献、資料については委託者の承認を得ることとする。

5. 管理技術者及び照査技術者

- (1) 受託者は業務委託を行う管理技術者及び照査技術者を選定し、委託者に通知するものとする。
- (2) 管理技術者は委託者の指示に従い、業務委託に関する一切の事項を処理するものとする。
- (3) 管理技術者及び照査技術者は、技術士法に基づく技術士（上下水道部門／上水道及び工業用水道または総合技術監理部門／上下水道）の資格を有しているものが当たらなければならない。なお、管理技術者と照査技術者は兼務してはならない。

6. 関係機関及び関係部局との協議

受託者は業務委託に関して、関係機関及び関係部局との協議の必要が生じた場合、速やかにその準備を行い、委託者の指示に従ってその処理に当たらなければならない。

7. 業務報告

受託者は業務委託の実施に伴う調査内容等について、常時委託者と連絡を密にするとともに、必要に応じて適宜委託者に業務状況等の報告をしなければならない。

第 2 章 委 託 業 務 内 容

1. 業務の目的

(1) 目的

本業務は、1968 年の一部供用開始から 57 年が経過し老朽化が進んでいる大原浄水場の再構築に向けた基本構想を策定し、今後の基本計画に繋がる方向性を示す資料を作成することを目的とする。

基本構想（今回業務）：大原浄水場に関する現状を詳細に分析し、直面する課題を体系的に整理したうえで、長期的かつ多角的な視点から大原浄水場の将来像を検討し、今後の方向性を示すもの。

基本計画（次 工 程）：基本構想で示された方向性を実現するために、施設の具体的な更新方法などを示すもの。

(2) 施設概要

大原浄水場

所在地：静岡県浜松市中央区大原町 50 番地

竣 工：1970 年 3 月

敷地面積：159,086 m²

管理棟：3,496 m²（RC 造 2 棟、地下 1 階地上 2 階）

水源：表流水（三方原用水（天竜川水系天竜川秋葉ダム）最大 105,500 m³/日）

深井戸（半田水源 4,320 m³/日、平口水源 2,280 m³/日×2 井）

遠州広域水道用水供給事業からの受水 60,000 m³/日

導水施設：三方原用水 1 号分水口～着水井

1 系統 φ1200mm L=2,752m

2 系統 φ1100mm L=2,352m

原水着水井：RC 造 内径 10m 有効深 7.5m 有効容量 590 m³

沈殿池：横流式普通薬品沈殿池 処理能力 150,000 m³/日

急速混和池 1 系 1 池（4.5m×6.0m×3.9m 105 m³）

2 系 1 池（3.8m×3.8m×4.5m 66 m³）

緩速混和池 1 系 4 池（12.65m×3.7m×3.9m×4 連 730 m³×4 池）

2 系 2 池（12.5m×3.7m×3.8m×4 連 703 m³×2 池）

沈殿池 1 系 4 池（15.0m×80.0m×4.0m 4,800 m³×4 池）

2 系 2 池（15.0m×75.6m×5.0m 5,670 m³×2 池）

急速ろ過池：1 系 10 池（ろ過能力 12,500 m³/日×8 池 予備 12,500 m³/日×2 池）

2 系 6 池（ろ過能力 8,334 m³/日×6 池）

塩素混和池：1 系 1 池（9.5m×9.2m×3.3m 288 m³）

2 系 1 池（3.0m×8.9m×3.0m 80.1 m³）

排泥池：1 系 1 池（26.0m×15.0m×4.0m 1,560 m³）

2系2池 (7.0m×31.0m×4.0m 868 m³×2 池)
排水池 : 2 池 (7.0m×12.0m×4.0m 336 m³×2 池)
配水池 : 12,500 m³×2 池 (床面積 4,167 m²×2 池) PC 造
25,000 m³×2 池 (床面積 8,333 m²×2 池) RC 造
10,000 m³×1 池 (床面積 3,333 m²×1 池) RC 造

(3) 背景

大原浄水場は本市の基幹浄水場であり、大原浄水場の施設(1系)は1968年に供用を開始している。現在の大原浄水場の施設は、1系、2系で分かれており、1系施設は(第1、第2配水池を除き)耐震補強済みではあるものの、場内配管や機電設備を含め更新時期が迫っている。そこで、2019年度に「浜松市水道事業配水区域再編計画策定業務」を発注し、大原浄水場改築計画を検討しており、その中で浄水処理方法や配置計画、段階的運用方法の検討等を行っている。

この計画から6年余りが経過し、水道施設の老朽化対策等による事業量の増加や資材価格・労務費等の上昇など、本市の水道事業を取り巻く環境は大きく変化している。また、本市の給水人口や給水量は減少傾向にあり、今後の水需要を踏まえた規模で老朽化した施設の再構築を行う必要がある。

そのほかに、大原浄水場には特有の課題が多く存在しており、単純な1系施設等の更新に留まらず、複合的な視点で再構築を検討する必要がある。

<主な大原浄水場特有の課題>

- ① 大原浄水場は、1968年の1系施設の一部供用開始を皮切りに、段階的な施設拡張を行ってきた。1989年には2系施設、2004年には脱塩設備、そして2014年には第5配水池と順次整備を進めてきた。この段階的な拡張の結果、現有用地内には管や配線が複雑に入り組み、その埋設位置など不明確な箇所が生じている。さらには、現有地の一部が国有地であることなどを踏まえて更新場所等を検討する必要がある。
- ② 大原浄水場は、自己水源(天竜川表流水(約78.5%)・地下水(約0.3%))のほかに、静岡県企業局が運営する遠州広域水道用水供給事業(以下「遠州水道」という)から受水(約21.2%: 約22,000 m³/日)している。天竜川に加えて都田川や太田川から取水している遠州水道は、通常時の受水に加えて、本市自己水源の水質悪化や取水制限、自然災害による施設の被災などへの備えとして貴重な水源となっている。しかし、遠州水道の施設も老朽化していることから、静岡県企業局は2032年度からの遠州水道の施設更新や廃止を予定している。これに伴い、本市は静岡県企業局や本市以外の遠州水道受水市町(磐田市・袋井市・湖西市・森町)と協議を行い、2031年度までに大原浄水場における受水の基本水量(現状60,000 m³/日)を見直す必要がある。
- ③ 大原浄水場からの配水は、隣接する常光浄水場、深萩配水場の配水区域と融通しあっている特徴がある。大原浄水場及び常光浄水場は原水水質や配水方法に違いがあり配水コストや運用方法も異なる。また、深萩配水場は県営都田浄水場から受水している。これら現状を踏まえ大原浄水場の施設能力を検討する必要がある。
- ④ 大原浄水場は、水源に関する新たなリスクを抱えている。近年は、大雨等の影響で水道原水の濁度が急激に上昇することも増え、かび臭物質の発生も問題になっている。特に2022年度

は天竜川の表流水でかび臭物質が想定以上の高濃度で発生し、結果として水道水のかび臭物質が水質基準を超過した。そのほかに、PFAS（有機フッ素化合物）等のリスクを踏まえた浄水処理方法などを検討する必要がある。

- ⑤ 本市では、環境負荷の低減に取り組んでおり、温室効果ガスの排出量の削減を重要な課題と位置付けている。この取り組みの一環として、水道施設の設備を更新する際に省エネルギー設備の導入などを積極的に行っている。また、大原浄水場の特筆すべき特徴として、取水から配水まで地形の高低差を利用した自然流下方式を採用していることが挙げられ、ポンプによる取水、配水を行っている浄水場と比較して大幅にエネルギー消費を抑えることが可能となっている。さらに、再生可能エネルギーの活用にも注目し、太陽光発電設備の導入に向けた検討を進めている。このような現状を踏まえ、より環境負荷の小さい施設への更新などを検討する必要がある。
- ⑥ 大原浄水場の水処理工程で発生する浄水発生土は、脱水機や天日乾燥床などで減量化され、有価物として引き取られた後に園芸用培養土や改良土として有効利用されている。しかし、近年は浄水発生土の量が増加傾向にあることや引き取り量が減少傾向にあることから、有償で場外処分する量が増加し、経営面での負担が大きくなっている。また、脱水設備は、毎年の維持管理費が高額なことに加えて、共用開始後 20 年が経過し、本市で設定した実耐用年数の 24 年に迫っている。このような状況を踏まえて、再構築事業の中で廃止を含めた今後の運用を検討する必要がある。
- ⑦ 本市は、静岡県が策定した「静岡県水道広域化推進プラン」に基づき、市町の区域を越えた水道の広域連携（事務の共同化・施設の共同化）について検討・協議を行っている。大原再構築事業においては、特に施設の共同化といったハード面での連携を検討する必要がある。
- ⑧ 本市が地震等で被災し、全国の都市から応援を受ける事態となった場合、大原浄水場は重要な受援基地としての役割を担う。具体的には、場内の空きスペースや配水池を給水車やテント等の設営場所として利用する。また、管理棟は受援対策本部が設置され、応援都市の活動拠点として効率的な支援活動の調整を行う。このような防災体制を踏まえ、大原浄水場の受援基地としての役割を考慮した更新を検討する必要がある。
- ⑨ 大原浄水場では、他の浄水場や配水場と合わせて包括的民間委託により運転管理を行っている。この委託は、維持管理のみを対象とした短期契約（3 年間）の仕様発注になっている。一方で、国は安定的な経営を確保し、効率的な整備・管理を実施するため、多様な官民連携の活用を検討することを求めている。このような状況を踏まえて、今後の官民連携手法を検討する必要がある。

2. 業務内容

（１）設計協議

本業務の目的を十分把握・理解し、業務遂行に必要な協議を適切な時期に行う。

- ・業務内容の確認（要望事項、作業方針、検討事項等の確認）及び貸与資料等の確認
- ・中間報告及び作業中に発生する諸条件の処理に関する事項についての確認
- ・設計協議における議事録の作成及び提出

（２）現状分析・課題整理

① 現状分析

浜松地区配水区域（大原・常光・深萩各配水区域）における施設の現状を分析し、大原浄水場の再構築に必要な更新方法の前提条件を明確にする。

<主な現状分析項目>

- ・既存水源の形態と水利権、取水実績、遠州水道の基本水量及び受水実績
- ・施設、設備の規模・構造等の整備状況
- ・施設の耐震性能や劣化状況・運転状況や維持管理費の把握（排水処理設備を含む）
- ・原水や浄水工程水、浄水の水質
- ・浄水発生土の発生量や有価販売・処分の状況
- ・温室効果ガスの排出量や省エネルギー設備の整備状況

② 課題整理

把握した現状を踏まえ、経営面、施設面、運転面などから課題を整理する。現状把握・課題整理にあたっては、次に示す関連計画や運転管理記録などの既存資料の確認や関係課の職員へのヒアリング等を行い、大原浄水場再構築に関連する事項について情報収集する。

<主な関連計画>

- ・「浜松市総合計画基本計画 【2025～2034 年度】」（2025 年 4 月）<浜松市>
- ・「浜松市上下水道基本計画 【2025～2034 年度】」（2025 年 4 月）<浜松市上下水道部>
- ・「浜松市水道事業アセットマネジメント計画 2025」（2025 年 3 月）<浜松市上下水道部>
- ・「浜松市水道事業配水区域再編計画策定業務」（2021 年 12 月）<浜松市上下水道部>
- ・「浜松市水道事業水源施設整備計画」（2023 年 3 月）<浜松市上下水道部>
- ・「大原浄水場水安全計画」（2020 年 4 月）<浜松市上下水道部>
- ・「浜松市上下水道事業地球温暖化対策計画」（2025 年 3 月）<浜松市上下水道部>
- ・「浜松市上下水道部災害時受援計画（水道）」（2023 年 3 月改訂版）<浜松市上下水道部>
- ・「静岡県水道施設更新マスタープラン」（2016 年 3 月）<静岡県企業局>
- ・「静岡県水道広域化推進プラン」（2022 年 3 月）<静岡県>

※水需要予測は令和 6 年度に市が実施したデータを元に本業務で活用する。

(3) 基本構想検討

(2) の現状分析・課題整理を踏まえて、長期的かつ多面的な視点から大原浄水場の将来像を検討し、今後の方向性を示すこと（複数の更新方法など、メリット・デメリットや概算コスト、実現可能性などの観点で検討、提案し、最適な方向性を選定する）

検討項目 (メリット・デメリットやコスト、実現可能性などの観点から評価)		作業分担	
		委託者 (市)	受託者
水需要の予測	浜松地区配水区域（大原・常光・深萩 各配水区域）における水需要予測の検討	◎	○
水源水量の検討	・自己水源（天竜川・深井戸）の検討 ・受水量の検討	○	◎
施設規模の検討	・水需要予測及び遠州水道における県営浄水場との受水実績とのバランスを踏まえ大原浄水場の施設規模を検討 ・大原、常光及び深萩配水区域の配水（運転）方法の比較 ・浄水処理方式による施設規模の比較検討	○	◎
更新場所決定のための計画立案	・大原浄水場内国有地の今後の取扱い整理 ・別用地での更新の検討 ・受援基地として役割を考慮した更新の検討 ・遠州水道施設との連携 ・大原浄水場(2系)水処理施設の稼働継続を前提とした更新の検討及び2系施設の更新を踏まえた検討	○	◎
排水処理方法の検討	・脱水機の今後の方向性（更新・廃止等）の決定 ・脱水機の方向性を踏まえた天日乾燥床容量の検討	○	◎
その他	その他、経営効率化につながる方策の検討・提案	○	◎

◎主に行う ○資料等の提供や検討項目に対してサポートする。

静岡県など関係各所との調整業務は委託者の業務範囲とする。

(4) 概算コスト

事業規模をイメージするため、(3) で検討した構想における概算コストを示すこと。

(5) スケジュール決定

基本構想策定後の全体スケジュールを示すこと。

(6) 報告書のとりまとめ及び納品

上記(1)～(4)についてとりまとめ、報告書を作成のうえ提出すること。

なお、納品にあたっては本件業務の内容を委託者へ説明すること。

提出物

報告書（A4 版）3 部

電子成果品 ファイル形式：PDF

提出媒体：CD または DVD 2 枚

(7) 照査

照査技術者は、設計図書において定めがある場合、作業計画書に示した照査計画に基づき、照査を行い、管理技術者に照査報告書を提出する。

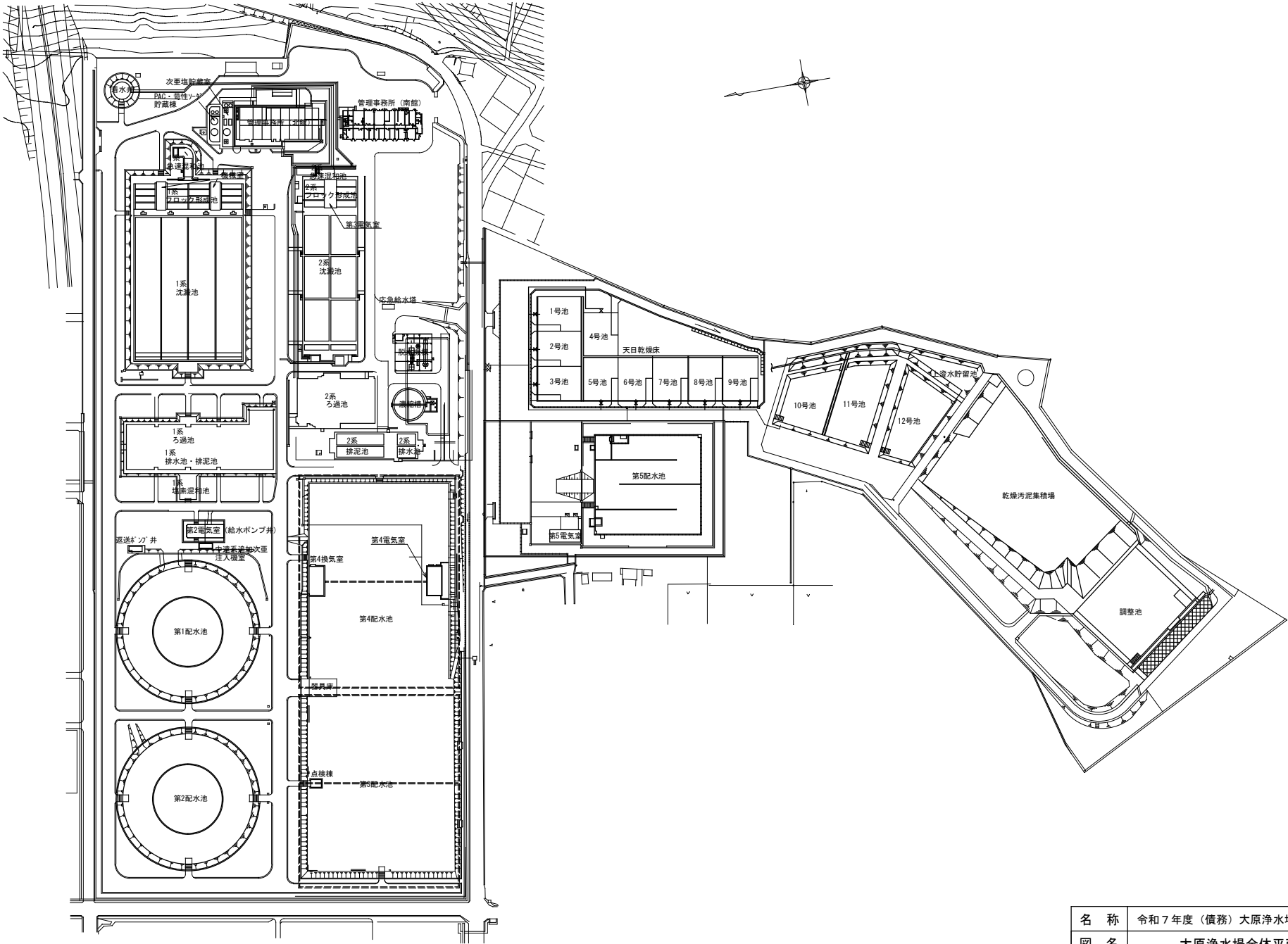
3. 本業務に含まれないもの

以下の項目は本業務に含まれないものとする。

- ・施設の統廃合に関連した詳細な水理解析
- ・別用地取得に向けた資料作成、用地交渉
- ・地質調査
- ・測量調査
- ・試掘調査
- ・配水区域の検討（施設規模の検討に必要な各配水区域の水需要量は本業務で検討）

大原浄水場全体平面図

S=1:1000



名称	令和7年度（債務）大原浄水場再構築基本構想業務
図名	大原浄水場全体平面図
浜 松 市	